

[事案 2019-242] 新契約無効請求

・令和2年5月20日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、保険金額を減額する場合には解約控除は発生しない等の誤説明を受けたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は、保険金額を減額する場合には解約控除は発生しないとの説明をしたが、実際の減額時には解約控除が発生した。
- (2)保険関係費について質問した際、募集人は、10%単位で取られることはないと説明したが、実際は20%程度差し引かれていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレットを用いて、減額・払済保険への変更時も10年未満であれば解約控除が発生することを説明した。
- (2)保険関係費については非公開なので回答しようがないと説明しており、10%単位で取られることはないなどと説明したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、減額時に解約控除が発生しない等と誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。